

株式会社 夢のみずうみ社

重要事項説明書（居宅介護支援事業所）

当事業所はご利用者に対して、居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、ご利用者に対して、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所名称概要

名 称	株式会社 夢のみずうみ社
法 人 所 在 地	〒753-0801 山口市中尾木乃787番地1
電 話 番 号	083-995-2820
代 表 者 氏 名	代表取締役 片山 勝彦
設 立 年 月	平成17年10月1日

2. 指定居宅介護支援を実施する事業所

事 業 所 の 種 類	居宅介護支援事業所
事 業 所 の 名 称	夢のみずうみ村 防府居宅介護支援事業
事業所の所在地	〒747-0835 防府市大字西浦2429番地1
連 絡 先	電話：0835-39-2201 FAX：0835-39-2202
管 理 者 氏 名	管理者 三浦 順子（主任介護支援専門員）
事 業 所 番 号	山口県指定 第3570602650

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるようにサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とします。
運営方針	利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に、提供されるように配慮して行います。また 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平中立に行います。

4. 営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 但し（土・日曜日、祝日、1月1日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後17時30分
通常の事業の実施地域	防府市全域（野島は除く）

5. 事業所の職員体制

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1. 介護支援専門員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、苦情処理その他の管理を一元的に行います。また管理業務及び利用者に対する支援業務を行います。 2. 介護保険法令等の規定を遵守させるため、必要な指示命令を行います。	常勤1名 主任介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	1. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等、要介護認定に必要な申請代行、要介護認定調査、サービス実施状況の継続的な把握・評価、介護保険施設の紹介等	

6. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容	1. 居宅サービス計画書の作成
	2. 居宅サービス事業者との連絡調整
	3. サービス実施状況把握、評価
	4. 利用者状況の把握
	5. 給付管理
	6. 要介護認定申請に対する協力、援助
	7. 相談業務
介護保険適用有無	上記の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
利用者負担限度額 （介護保険適用場合）	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます）

① サービス担当者会議の開催

ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地から意見を求めます。会議開催が困難な場合は居宅介護サービス計画の原案の内容について、照会を求めるものとします。

② 居宅介護サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びご家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅介護サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 入院時（退院時）における医療機関との連携

- ・ご利用者が病院または診療所に入院する場合には、ご利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有してまいります。
- ・入院時に入院先医療機関へ担当ケアマネージャーとしてご家族から伝えていただく事で医療機関との連携を密に行います。そのため、入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えいただくようお願いいたします。
- ・介護支援専門員の連絡先等を、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただきますようお願いいたします。
- ・ご利用者が病院または診療所を退院され自宅へ戻る場合には、医療機関との連携を図り、安心して在宅に帰り指定居宅サービス等やその他必要なサービスを利用できるように支援してまいります。

7. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
ご利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回居宅訪問

8. サービス利用料及びその他の費用について

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援費 I 1	金 額
要介護 1・2	10,860円
要介護 3・4・5	14,110円

当事業所が算定している加算（該当者のみ）

	項 目	加算額	内 容
加 算	初回加算	3,000 円	・ 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合
	入院時情報 連携加算	(Ⅰ) 2,500 円 (Ⅱ) 2,000 円	・ 介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(Ⅰ) 3日以内に行った場合(Ⅱ)
	退院 退所加算	(Ⅰ)イ 4,500 円 (Ⅰ)ロ 6,000 円 (Ⅱ)イ 6,000 円 (Ⅱ)ロ 7,500 円 (Ⅲ) 9,000 円	・ 退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 * カファレス以外の方法により1回受ける(Ⅰ)イ * カファレスにより1回受ける(Ⅰ)ロ * カファレス以外の方法により2回以上受ける(Ⅱ)イ * 2回受けて、うち1回以上カファレス(Ⅱ)ロ * 3回以上受けて、うち1回以上カファレス(Ⅲ)
	通院時情報 連携加算	500 円	・ 病院又は診療所において医師又は、歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して心身の状況等の必要な情報提供を行うとともに医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合
	緊急時等居宅 カファレス加算	2,000 円	・ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カファレスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）

9. 個人情報保護及び利用の制限（別紙参照）

当事業所では、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らすことはございません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合は、個人情報の利用目的に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきます。医療系サービスを希望され居宅介護サービス計画を作成した場合には、主治医にケアプランを交付致します。

10. 事故発生時の対応

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、市及び利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に上げるとおり必要な装置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者：三浦 順子（管理者）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しております。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、防止策を講じるとともに、速やかに市へ報告するものとします。

1 2. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命に又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延の防止できるよう、下記に措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 感染症に関する担当者：三浦 順子（管理者）

1 5. ハラスメント対策

ハラスメントに対するために事業所は、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職場におけるハラスメント防止の取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 職員に対するハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) ご利用者やその家族等から、暴言・暴力・ハラスメント行為があった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

1 6. 苦情等申立先

当事業所受付窓口	苦情受付窓口	管理者 三浦 順子（介護支援専門員）
	受 付 日	月曜日から金曜日（ただし年末年始を除く）
	受 付 時 間	午前8時30分から午後17時30分
	電 話 番 号	0835-39-2201
	F A X 番 号	0835-39-2202
主な公共機関相談窓口	山口県国民健康保険団体連合会	
	山口市朝田1980-7 電話：083-995-1010	
	受付時間：9：00～17：00	
	防府市高齢福祉課	
	防府市寿町7番1号	電話：0835-25-2979
第三者委員会	受付時間：8：30～17：15	
	無	

令和 年 月 日

本契約の締結にあたって、指定居宅介護支援事業所に関する個人情報使用同意書、重要事項説明書の説明を受けた上で、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

指定居宅介護支援事業所 株式会社 夢のみずうみ社 夢のみずうみ村 防府居宅介護支援事業所 管理者 三浦 順子	重要事項説明者 介護支援専門員 (三浦 順子)
--	---

利用者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者の家族など

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

続柄 _____

緊急時の連絡先

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

氏名 _____

電話 _____

電話 _____

事業主

住所

防府市大字西浦 2429 番地 1
株式会社 夢のみずうみ社
代表取締役 片山 勝彦